

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成27年11月25日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者	染 谷 武 宣	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	辛 島 靖 崇	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	築 田 真 央	（千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官	児 嶋 隆 司	（千葉地方検察庁検事）
検察官	吉 野 千 代	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	町 田 敬	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	北 村 悠 介	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1 番	女
裁判員経験者	2 番	男
裁判員経験者	3 番	男
裁判員経験者	4 番	男
裁判員経験者	5 番	男
裁判員経験者	6 番	男
裁判員経験者	7 番	女
補充裁判員経験者	8 番	男

### 議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

**【司会者】**

本日は、御多忙のところ、また冷たい雨の中、裁判所までお越しいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めます、千葉地方裁判所刑事第2部裁判官の染谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、この会の趣旨について御説明をさせていただきたいと思います。

平成21年に裁判員制度がスタートして6年が経過しました。今月の中旬には、全国で約23万人の方々に対し、来年度の裁判員候補者名簿に登録された旨の通知が発送されたところです。

制度開始以来、本日お越しいただいた皆さんを含め、多数の国民の皆様の御協力を得て、裁判員制度は、おおむね円滑に進んでいるのではないかと考えています。

ただ、個別に見ますと、更に検討あるいは検証をして改善を図るべき課題も少なくないところでもあります。

そこで、裁判所、検察庁、弁護士会の法曹三者は、裁判員あるいは補充裁判員として裁判員裁判に参加していただいた方々から御意見、御要望をお聞きし、今後の裁判員裁判の運営の改善にいかしていくことを目的として、意見交換会を各地で定期的を開催しております。

本日も、このような目的から、審理の分かりやすさをテーマとして、裁判員、補充裁判員を経験された皆様から忌憚のない御意見、御要望をお聞かせいただきたいと考えています。

もちろん、私たち法曹三者は、いずれの裁判員裁判においても、裁判員や補充裁判員の方々に分かりやすい審理、裁判となるように、様々な工夫や努力をしているところでもあります。しかし、実際に分かりやすい審理、裁判であったのかどうかということは評価の問題ですので、現実に裁判員、補充裁判員として参加していただいた方々の意見を聞くのが一番だというふうに我々は考えております。

そこで、本日の会では、審理、裁判が分かりやすかったかどうかについて、御批

判や御指摘，それから御注文を含めて，率直な御意見をお聞きしたいと考えています。

我々にとって耳の痛い話のほうが，裁判員裁判をこれからよりよいものにしていくためにつながるとも思いますので，どうぞ遠慮せずに御発言をいただきたいと思っています。

それから，今回，お集まりいただいた皆さんが参加された裁判は，去年の4月から10月に行われたとお聞きしております。そうしますと，1年以上経っておりますので，当時の記憶は薄れている部分もあるかと思えます。本当はもっと早い時期にこういった機会を設けて御意見をお聞きできればよかったと思いますが，いろいろな事情からこの時期になってしまい，申し訳なく思っています。

ただ，今もそれぞれ御記憶に残っている部分というのは，それだけ印象が強かったということだと思えますので，そういった点を中心にお話しいただき，また，お話しされている間に思い出すということもあるかと思えますので，ぜひ積極的に御発言をいただきたいと思っています。

それでは，法曹三者側の出席者から簡単に自己紹介をさせていただきたいと思えます。

私は，先ほど冒頭にもお話ししましたが，地裁の刑事第2部で裁判官をしています。染谷と申します。裁判員裁判では裁判長を務めています。今年4月に千葉地裁に異動してまいりまして，これまで裁判員裁判は，全部で7件担当しました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは，裁判所の出席者から自己紹介をお願いします。

**【辛島裁判官】**

裁判官の辛島でございます。私は，この4月から千葉地裁で裁判員裁判に右陪席裁判官として関与するようになりました。本日は，どうぞよろしくお願いいたします。

**【築田裁判官】**

裁判官の築田と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、裁判官になって3年目で、千葉地裁で裁判員裁判を約30件担当しました。本日は、一緒に事件を担当した方もいらっしゃいますが、皆さんからいろいろ御意見を伺って、今後にかしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**【司会者】**

続いて、検察官、お願ひします。

**【児嶋検察官】**

検察官の児嶋と申します。この4月から千葉地方検察庁に参りまして、公判部の検察官として、主に裁判員裁判を担当しております。4月から十数件の裁判員裁判に立ち会っている計算になります。本日は、よろしくお願ひいたします。

**【吉野検察官】**

千葉地検検事の吉野と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、検事になって9年目になりますが、これまで裁判員裁判は、小田原、そして3年前にも千葉におりまして、その前には山形で担当しました。そして、今年4月からまた千葉地検に戻ってきて、公判部の検察官として裁判員裁判を担当させていただいております。本日は、よろしくお願ひいたします。

**【司会者】**

弁護士会、お願ひします。

**【町田弁護士】**

千葉県弁護士会所属の弁護士の町田と申します。

私は、裁判員裁判は、制度開始当初から数えて10件程度経験させていただいて、このような意見交換会に参加させていただくのは初めてなのですが、皆さんのお話を聞いて、今後の弁護活動に役立てていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【北村弁護士】**

同じく弁護士会所属の弁護士の北村と申します。私は、弁護士として丸3年を迎えるところでして、裁判員裁判は、まだ1件しか担当したことがありません。ですが、司法修習生のときにいろいろと見聞きしているところもありますので、勉強させていただいて、皆様の知識と経験を還元できるようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【司会者】**

それでは、話題事項に沿って意見交換を進めていきたいと思えます。

最初に、裁判員あるいは補充裁判員を務められた全体的な感想をお一人ずつお聞きしていきたいと思えます。

では、1番の方、お願いします。

**【1番】**

お聞きしたところによると、最高裁でも、法律の専門家は10名いればよく、あとの5名は法律が分かる一般人で構わないという制度になっているということで、一般人が参加する裁判員制度も、やはりすごく大事なことだと思います。我々普通のいろんな経験をした人が、いろんな角度からその犯罪について、憎しみとか悲しみとか怨念とか、そういうものを見ていくというのは、非常に公平な見方ができるのではないかと思いますので、裁判員裁判に参加できてよかったなと思えます。

今後、他の方が裁判員裁判に参加するときに、自分の経験をいかしていただけたらなと思っております。

**【司会者】**

ありがとうございました。続いて、2番の方、お願いします。

**【2番】**

たまたま、今日、テレビのワイドショーを見ていたら、千葉地裁の裁判について報道されておりました。女子大学生が殺された事件で、千葉地裁で死刑が宣告されたのに、最高裁で無期懲役とされたということでした。

その番組によると、被告人は、刑務所から出てきてすぐ犯行におよんだと。それ

までも何度もそういうことをしている。殺して銀行のカードを奪い、次の日、被害者の家に火を付けるという、とんでもない事件を起こしているのですが、最高裁は、どういふつもりなのか、他の判例に比べて死刑は重過ぎるという判断を下したと。私は、このニュースを聞いて、何を考えているんだ、大人としての常識って何なのだという感想を持ちました。

私が参加した裁判員裁判は、覚せい剤取締法違反事件だったのですが、正直言って、覚せい剤取締法違反なんていうのは、裁判員なんか必要ないのではないかと思います。また、弁護人の弁護の仕方についても、疑問に感じました。被告人は、外国人で、ビジネス目的で日本を訪れたということでしたが、被告人は、「私は、人に頼まれただけで、覚せい剤を持ってきたなんて知らないんだ。」と証言していました。では、ビジネス目的とは具体的に何だということになると、何も無いのです。それで、弁護人は、首都圏の鉄道地図みたいなものを被告人が持っているから、ビジネス目的で間違いないのだと言いました。弁護人は、被告人の言うことを信じてやらなければならない立場かもしれませんが、この弁護人の弁護の仕方に対しては、「あんた、仮にも弁護士として、そんなこと本気で言ってるのか。」と言いたくなるような気持ちになりました。裁判はゲームなのかと思いました。

**【司会者】**

では、3番の方、お願いします。

**【3番】**

こんにちは。裁判員を務めた全体の感想といたしましては、裁判官や裁判所職員の方が気を使ってくださいましたし、公判の内容も分かりやすく、分からなければ、その都度質問をして、それに対してきちんと真摯に向き合ってください、安心して参加することができました。ただ、量刑について判断する際は、重圧を感じました。

**【司会者】**

では、4番の方、お願いします。

**【4番】**

裁判員制度が始まる頃に、司法に一般市民の感覚を取り入れるということが制度の目的だということを報道で聞いたのを覚えています。私にも裁判員裁判に参加する機会が巡ってきまして、どれだけ自分の考えを表現できるのかとか、思ったことを言えるかということがすごく大事になると思い、裁判に臨みました。言いたいことは言ったし、納得はしているのですが、量刑を判断する際に、過去の判例を見せられて、相場というものがあるということになったのですが、その相場を見せられてしまうと、どうしてもそこに誘導されるというか、自分の意見が左右されたように感じました。どれだけ自分の感性とか感覚を反映できただろうかすごく疑問が残り、もう少し自分の意見を反映できたのではないかと思いました。

それから、裁判が終わって、その裁判が上訴されたのかどうかということを知る機会がなくて、結局、分からずじまいで今日まで来ています。裁判員を経験した我々に、そのような情報を得る機会が与えられないのは配慮が欠けているのではないかと思います。

それ以外に関しては、よく裁判員裁判で話題となる、ひどい画面を見せられたとか、何か後に眠れなくなったとか、そういったことは全くなかったもので、そういったところはよかったと思います。

**【司会者】**

では、5番の方、お願いします。

**【5番】**

大方の人がそうだと思うのですが、裁判のことは全く何も分からない私が裁判員に選ばれたのですが、とにかく、一生懸命考えて自分の意見を言わせてもらおうと思って、参加させていただきました。

全体的な感想としては、検察官も弁護人も、説明が非常に分かりやすく、審理もスムーズに進んだと感じました。2週間ぐらいだったのですが、あっという間に時間が経ったように感じました。評議でも、知らない人同士が集まって一生懸命話し合い、結論を出すことができたということは、後につながる経験ができたと思いま

す。まだ裁判員をやったことがない人から質問されたときには、自分の経験を話したりしています。裁判が終わってからのの方が裁判に興味を持つようになり、裁判員裁判を経験できて、本当によかったと思います。

**【司会者】**

では、6番の方、お願いします。

**【6番】**

まず、裁判員候補者の名簿に登録されたとの通知が一昨年11月に来ました。その時点では、大勢の方に発送しているのだから、多分自分は裁判員として選ばれることはないだろうと思いましたが、せっかくのチャンスで、ぜひ機会があったら裁判員として参加してみたいなというような気持ちがありましたので、「万難を排して行きます。」という返事をしました。そうしたら、翌年半年ほど前に、選任手続期日に出頭するようになるとの通知が来て、それも30名ほどの選抜だったようなことで、多分この中から最終的に選ばれることはないだろうと思っていたところ、補充裁判員でなく、裁判員として最終的に選ばれました。これはやはり与えられたチャンスだと思って、前々から一度は参加してみたいなと思っていたので、喜びを持って参加したわけです。

今まで聞いた裁判員の経験者の方が言われてたとおおり、一つの事件について評議をして判断を下すには、やはり時間がかかるわけですから、検察の方、弁護士の方、それから裁判官の方、それに対して準備を確実にして、その限られた期間内で裁判を行って評議をして判決を下すという、やはり一つのセレモニーみたいなことで裁判が行われているのだなというのが実感としてありました。

先ほど言われていたとおおり、量刑の判断をする際に、今までの判例を参考にして判断をしたわけですが、裁判は、いつまでも時間をかけてダラダラとやっていたらだめで、ある程度のところで結論を下さなければならないのだなと実感した次第です。

私が担当した事件は、少年が起こした事件でした。一度自分も法廷で質問をして

みたいなどいう気持ちがありましたので、被告人の親御さんが証人として尋問した際に、一度質問をしてみたわけですが、今としては非常に貴重な体験になったなど感じています。

【司会者】

では、7番の方、お願いします。

【7番】

私は、自分の周りで裁判員に選ばれたという話を一度も聞いたことがなく、正直、裁判員ってどういうものか分からなかったもので、まさか自分が選ばれるとは思っていませんでした。実際に裁判員を経験した感想ですが、裁判員裁判に参加できて、本当によかったと思っています。裁判員を経験するまでは、裁判は、堅苦しいとか難しいというイメージを持っていましたが、実際は、分かりやすく進めていただけましたし、他の裁判員の方の中には専門的な知識をもっておられる方もいて、いろんな意見をおっしゃっていたのですが、そんな中で、私も自分の意見を言うこともできましたので、すごく貴重な経験をさせていただいたと思っています。

【司会者】

では、8番の方、お願いします。

【8番】

裁判員に選ばれたときは、はっきり言って、えらいことに当たったなど、がっかりしました。すごく心配でした。

私が担当した裁判は、6日間で終わりました。何か、事前に公判前整理手続というのをやって、争点を絞っているから、速く裁判が終わるようで、一審は6日間で終わるわけですから、スピーディーで非常によいことだと思いました。

それから、裁判官は、非常に気さくな方で、親近感を持ってました。何でもよく話をしてくれました。それで、法律の知識がない我々に、殺人とはこういうものだ、傷害や傷害致死とはこういうものだ、いろいろ教えてくれました。

それから、裁判員制度は良い制度だと、個人的には思っています。

## 【司会者】

どうもありがとうございました。担当された事件の話も交えて、いろいろ感想を言っていました。

今日のテーマでもあります審理の分かりやすさ、例えば、裁判官の説明や、評議の進め方、そういったところについての御意見も既に出ていたかと思しますので、早速本題のほうに入っていきたいと思います。

今回は、審理の分かりやすさということテーマとしたわけですが、分かりやすい審理をするのは、裁判員あるいは補充裁判員として参加される方が事件のどこが争点になっているか、両当事者がどういった主張、立証をしているかと、そういった内容を理解して、評議では自分の意見をつくって、そこで自分の意見を述べると、こういったことが前提条件ということになりますので、審理の分かりやすさというのは、裁判員裁判の中でも最重要のテーマの一つだろうと思います。

よく、皆さんも聞かれたことがあるかもしれませんが、「目で見て、耳で聞いて、分かる審理、分かる裁判」という、いわばキャッチフレーズの下で、この制度が始まる前から、いろいろ検討をしてきたということもありますし、制度が始まった後も、実際の事件をやった反省等を踏まえて、試行錯誤を繰り返しながら、それぞれ分かりやすい審理を目指して工夫を積み重ねているという状況です。

今日は、裁判手続の流れに沿って、それぞれ裁判官、検察官、弁護人による説明や、証人尋問や被告人質問の内容が分かりやすかったかどうかと、あるいは、それらの点で印象に残っていることや、もっとこうしてほしいとか、もっとこうすれば、分かりやすくなったのではないかというところをお聞きしたいと思っております。

最初は、冒頭段階までのところですが。

裁判員裁判の法廷での中心は、証拠を調べるということになります。検察官、弁護人から提出された証拠書類ですとか、あるいは、証拠物というものがあって、こういった内容の説明をしたり、さっき言いました証人尋問とか被告人質問、こうい

った証拠調べが中心になってきて、まさにそれに基づいて結論を判断していくということになるわけですけれども、その前提として、その事件がどういった内容で、争点は何なのかと、その争点を判断するには、どういった点が重要になってくるかと、それから、証人尋問とか被告人質問を聞くに当たって、どういった点に注目すべきかということをもまず御理解いただくということが大事だと考えています。

そのために、皆さんが経験された事件でもそうだったと思いますが、法廷での審理、裁判が始まる前ですとか、あるいは、検察官、弁護人の冒頭陳述が終わった後に、裁判官のほうで、この事件で何が争点で、どういった点を注意して聞いてほしいかというのを説明することが多いと思います。皆さん方が参加された事件でも、そういったことが行われたのではないかと思います。

一方、検察官、弁護人のほうは、それぞれ冒頭陳述ということで、自分たちはこの事件をこういうふうに考えていますと、こういう点を注意してみてくださいといった主張をするわけですね。そこで、裁判員の方々に注目してもらいたい事実とか証拠を指摘すると、こういうことが多いんじゃないかというふうに思います。

それで、皆さんが参加された裁判の中で、こういった今お話ししたような裁判官の説明あるいは検察官、弁護人の冒頭陳述という点で、これらによって、この事件の内容と、それから争点は何なのかという辺りを理解することができたかどうかという点をまずお聞きしたいと思います。どなたでも結構ですので、この点について何か御意見、御感想があれば、御発言をいただきたいと思います。

裁判官、検察官、弁護人、三者を通じて、こう思ったということでも結構ですし、それぞれ、裁判官はこうだったとか、あるいは、検察官のこの点が印象に残っているとか、弁護人のこの点がこうしてもらいたかったとかですね、このうちのどれかでも結構ですし、他と比べてどうかという比較でお話しいただいても結構ですので、どなたか御意見はございますでしょうか。

#### 【4番】

公判期日進行予定表というのがありまして、どういうスケジュールかと、これを

約30分間で裁判官から説明してもらったのですが、この内容は非常に分かりやすく簡潔にまとめられていてよかったですと思います。全く問題ないと思います。

**【司会者】**

ありがとうございました。どなたか、他の御意見、何かございますでしょうか。

事件は、こういう人がこの犯罪をしたと言われている事実関係が争われている場合と、そこは争われていなくて、有罪だということは間違いないが、どういった刑にするかというところが問題になる事件と大きく分かれてくると思います。

最初に言った犯罪事実に争いがある事件、我々は、これを否認事件と呼んだりしていますが、否認事件では、被告人が有罪かどうかというところをまず決めないといけないということになります。

そういった事件では、検察官のほうで、その被告人が有罪だということを立証する責任を負っているということになりますので、先ほど言った冒頭陳述の中で、その被告人が有罪であると、その争点についてどういった点が判断のポイントになるかという点を示すということになるかと思います。

先ほどのお話でもありましたが、事実が争われている事件を実際に担当された方で、何かこの点、御発言いただける方はおられますでしょうか。

では、1番の方、どうぞ。

**【1番】**

私が担当したのは、覚せい剤関係の裁判だったのですが、被告人には、起訴された事件を起こす前に、不審な入国の経歴がありました。ですが、その当時に被告人が行ったことは、裁判の対象にはならないものなんですよね。ですから、ある氷山の一角だけで裁判をせざるを得ないというような感じがしました。被告人のこれまでの怪しげな行動から疑いたくなるのですが、そういう事実を基に裁判をしてはならないということに、何か「ああ、それで本当によいのかな。」という思いがちょっとありました。

**【司会者】**

ありがとうございました。今言われた点は、恐らく、今回起訴されて問題となっている事件、覚せい剤の事件であれば、税関で覚せい剤を持っているのを発見されて、それで逮捕されて起訴されたこの事件について審理をしていますと。確かに、その人が前にも何回か日本に来たりして、入出国の履歴を見ると、ちょっとこれも怪しい。このときも持ってきたのかもしれないと推測されるということだったのかもしれませんが、今回事件になっているのは、前に持ってきたときのものではなく、今回持ってきたやつなんですと、こういうことで、まずは今回持ってきた事件について考えましょうというところで進めていったのだらうと思います。

その事実が争われている事件で、その事件の争点とか、この辺りを見ていけばいいんだなというような説明があったと思いますが。否認の事件を経験された6番さん、いかがですか。

#### 【6番】

先ほども言いましたように、私が担当した事件の争点は、明らかでしたので、自分の頭の中でうまく整理できて、結論を出すことができました。弁護側の主張で、どのようにしてこの場合の正当防衛を立証するかということが注目ポイントだったわけですが、そこがちゃんと簡潔に述べられていましたので、特段問題なかったと感じています。

#### 【司会者】

ありがとうございました。6番さんが担当された事件では、裁判官からの説明と、それから、検察官、弁護人の主張も分かりやすかったというお話だったと思います。

逆に、ちょっと分かりにくかったという意見のある方はおられますでしょうか。冒頭に言いましたが、そういった意見を聞くほうが、今後の役に立ちます。別に、法曹三者がいるからといって、全然遠慮される必要はありませんので、ちょっとここが分かりにくかった、あるいは、もうちょっとここをこうやってもらえたらよかったという御意見はございますでしょうか。

7番の方が担当された覚せい剤の事件では、事実関係が争われたとお聞きしてお

りますが、そういった事件で、事件の内容とか、こういった点が争点になっているかということについて、証拠調べが始まる前に、ある程度は理解できたのか、その辺りをちょっとお聞かせください。

【7番】

すごく分かりやすかったです。

【司会者】

具体的には、どうでしたか。覚えていらっしゃる範囲で結構です。

【7番】

覚せい剤の密輸事件だったのですが、争点は明確で、被告人は覚せい剤があるということを自覚していたかどうかということでしたので、特にこの場面で、困ったことはありませんでした。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、検察官の冒頭陳述では、その事件に出てくる登場人物の人間関係とか、あるいは、今回の事件に至る事実の経過とか、争点の判断のポイントといったことが示されることが多いと思います。その際には、A3用紙1枚ぐらいのメモ、あるいは、事件によってはA4用紙1枚ぐらいのメモが配布されて、それを見ながら聞いてくださいということが多いと思いますが、そのときに示される情報量について、一遍にたくさん与えられても困るとか、あるいは、自分の事件では適切な情報量だったとか、そういった辺りについて、何か御意見はございますでしょうか。

【4番】

確かに、A4用紙1枚分の資料があったのは、記憶しているのですが、正直に言うと、検察の資料は、出てくるもの出てくるもの全部が分かりにくいものでして、これについては、今日この場で強く言おうと思っていました。なぜならば、文字ばかりなんですね。やっぱりもっとビジュアルに訴えるとか、もっとシンプルにまとめるとか、ただ言葉をずらずら並べて、色がついていればよいだらうぐらいの資

料が多かったのです、その辺は非常に分かりにくかったです。ただ、分かりにくいのですが、分からないというレベルではありませんでした。分かるのに苦労したと、それで、ちょっと疲れたという感想でした。

#### 【司会者】

ありがとうございました。その辺りは、多分、検察官も弁護士さんも、あるいは、裁判所もそうなのですが、配る資料をどのような形で分かりやすくするかということ制度が始まる前から検討してやってきているところなのですが、何分、我々の業界では、正確性を期すというところがありまして、良い面も悪い面もあるのですが、そういった点で、例えば、普通の民間の会社のプレゼン資料などと比べると、文字が多いというのは、確かにそのとおりでらうと思います。何とかそこをうまくやっていこうというのが今後の取組だらうと思います。どうもありがとうございました。

その他に、何かございますでしょうか。弁護人の冒頭陳述については、いかがでしょうか。皆さんは、裁判員裁判を1度しか経験されていないと思いますので、そのときに御覧になった弁護人のやり方が普通なのだろうなと思われたでしょうが、実際には、いろんな弁護士さんがいろんなタイプの冒頭陳述をされます。検察官は、大体、各検察庁ごとに同じようなやり方をしていることが多いと思うのですが、弁護士さんは、人によっていろんなやり方をされています。

そういった弁護人の冒頭陳述を聞いて、弁護人はここについて言いたいのだと、弁護人はここを争いたいのだというところがよく分かった、あるいは、ちょっとよく分からなかったなという感想でもよいのですが、何かお聞かせいただけますでしょうか。どなたでも結構です。

#### 【3番】

私が担当した裁判は、覚せい剤事件で、事実関係について争いはありませんでした。

最初の感想としましては、検察官は、女性だったのですが、非常にパワフルな印

象で、強弱をつけて説明されていたと記憶しています。それに比べて、弁護人には、迫力が感じられませんでした。被告人は、罪を認めていましたので、覚せい剤の量などについて取り上げて、量刑を軽くすることに力を向けているという印象でした。

**【司会者】**

ありがとうございました。

他に今までの点で、何か発言をしたいという方はおられますでしょうか。

**【北村弁護士】**

冒頭陳述のメモの話が出てきたので、それについてお聞きしたいと思います。修習生のときの話なのですが、当時、検察庁と弁護士会では、メモを一生懸命作っていたのですが、私が所属していた裁判所の部では、余り利用をしていなくて、「余りここに力を入れるのではなくて、もっと違うところに力を入れてくれ。」というような指導をされたことがありました。現在は、千葉で弁護士として活動しており、やはりメモは一生懸命力を注いで作成しているのですが、実際そのようにして作られた冒頭陳述メモというのは、分かりやすいかどうかという点もちろん気になっている他、その後の審理でどの程度利用をさせていただいているのかについて、お話をお聞きしたいと思います。

**【司会者】**

いかがでしょうか。

**【3番】**

どちらかというと、そういうパワフルな弁護人が増えてほしいと思います。というのは、被告人の立場に立って考えると、やはりきちんと弁護してほしいと感じた部分がありました。私が今回担当した裁判では、弁護人からは、シンプルというよりも、ほとんど何も書いてないような内容の書類が出てきました。それに対して、検察官が作った資料は、確かに文字は多かったのですが、4番さんの言われたとおり、理解できる内容で、何とかこれで追及していこうという姿勢が伝わってくるような感じのものでした。

【司会者】

検察官のほうから、何か御質問はありますでしょうか。

【吉野検察官】

先ほど冒頭陳述のメモがとても細かくて、情報量が多く見にくいというお話がありました。冒頭陳述の段階で示される情報としては、「一遍にそんなたくさん言われても、分からないよ。」という程の情報量だったということなのか、それとも、メモに書き過ぎていて、よく分からないということなのか、その辺りのメモの量と実際に提供される情報の量というところで、しかも、冒頭陳述の段階でというところで区切った場合、皆さん、どのような印象を受けられたのか教えていただけないでしょうか。

【4番】

情報量が多く、初めてメモを見た段階で、すぐに理解できるレベルではなかったですね。内容自体が複雑でしたので、理解しにくかった面もあったと思います。ただ、裁判を進めていく中で、そのメモを見ることによって整理されましたので、非常に役に立ったと思いますね。

だから、恐らく、内容としては、とてもよいものなのかもしれませんが、最初の段階では、うまく伝わってこない、私も、仕事でプレゼンテーション資料を作るのですが、相手に伝わらなかつたら、それは意味がないものなのです。そういった意味では、ちょっと残念だったのかなと思います。ただ、内容自体は、間違いなく、過不足もなく、情報の内容自体は、よかったと思いますね。

【1番】

私が担当した事件では、検察官が時系列にすごく分かりやすくお話をしてくださいました。立場上、感情は交えることなく、心の動きというのは感じられなかったのですが、内容は、分かりやすかったです。

逆に、弁護人は、被告人のために、もっと感情に訴えるようなやり方をしてもよいのかなと、裁判員や裁判官の心を動かすための、もう少し合理的で分かりやすい

資料があったほうがよいのではないでしょうか。

**【司会者】**

ありがとうございました。本日お越しの4番さんと5番さんは、同じ事件に参加されたということですので、5番さんのほうで、もしよろしければ、お答えいただけますでしょうか。

**【5番】**

検察官のメモですが、情報量がすごい量で、初めて見る人にはちょっときついかもしれないというぐらい多いのですが、内容が内容だけに、どうしても長くならざるを得ないのかなと思います。ですが、冒頭陳述の述べられた内容は、非常に分かりやすかったですね。

弁護士さんのほうは、そんなに力強くはなくて、普通に事務的な感じがしました。

**【司会者】**

ありがとうございました。法曹三者が作るプレゼン資料では、なかなか分かってもらえないのかなという気はちょっとしています。この辺りは、恐らく事件によっても違うのだらうと思いますし、あとは、法廷が始まる前に裁判官が事件についてどういう説明をしていくのか、検察官、あるいは、弁護人が冒頭陳述でどこまで出すかと、その後の証拠調べと最後の論告・弁論でどのように振り分けていくかといったところは、事件に応じて考えていかなければならないことなのだらうと思います。

その他のこの冒頭手続のところまでで、何か更に御発言いただけますでしょうか。

**【3番】**

冒頭陳述で、「被告人は、氏名不詳と共謀の上、営利の目的で、みだりに、・・・」とか始まって、航空便で来ているので、飛行機の便数を言って、覚せい剤の量を言って、スーツケースに持ち込んでっていう話を過不足なく全部おっしゃっているのだと思うのですが、話す内容というのは、こう言わなければならないと決まっているのでしょうか。

## 【司会者】

決まっているというのは、やっぱりその同一事件、被告人がいつどこでどういうことをしたかと、いわゆる5W1Hというやつですけども、そこはきちんと書いて、どんなことをしたかというのは特定をしなければならないという要請は、法律上あります。

そこから先は、運用の話になるのですが、これまでの慣行としては、言われるような「被告人は」から始まって、「何々をした。」という形で終わるのがこれまでの慣例であります。

確かに、そういったものを紙でも起訴状でも見せられたときに、ちょっと分かりにくいということがあるかもしれません。ですから、多分、そこは、裁判官のほうで始まる前に事案の説明をしたのではないかと思いますので、紙は紙としてあるのですが、更に裁判官がどのようにして分かりやすく説明していくかということが大切なのだらうと思います。

自分自身がやるときは、そういった点を意識して説明をするようにはしているところであります。何というか、法曹界がガラパゴス的進化を、ここは進化していないのかもしれませんが、ずっとこうやってきたというところで、それが全く初めての方から見ると、ちょっと違和感を感じるということかと思えますので、更にそういった御意見も含めて考えていきたいと思えます。

## 【2番】

私も、今の方と同じような感覚を持っているんですね。私が担当した事件の被告人は、外国人だったのですが、検察官が「彼は、何とか空港で乗って、それから何とか空港、何々便に乗り換えて、成田市にある成田空港に降りた。」と話をします。私が「くだらんこと言っているなよ。」と言いたくなる部分は、そこなんですよ。事実かもしれないけれど、そんなのどうでもいいじゃないかと。それよりも、さっき1番さんが最初言っていた、その背景説明というのですかね、「あなた、それよりももっと前こういう怪しいことを何度もしてるよね。」と、そっちのほうがよく

大事だろうということをおもいましたね。

**【司会者】**

ありがとうございました。起訴の事実としてはそういうものがあって、けど、本件で問題となるのは、そのうちのこの部分なんですというところを、証拠調べが始まる前に、なるべく皆さんに共有してもらって理解してもらおうということでやってきているのだと思います。

確かに、その事件の判断との関係からいうと、何便に乗ってきたということは、どうでもいいことではあるのですが、いつ、こういう犯罪をやったかということは、認定しなければならないので、書いてあるんだということです。本当にその事件でみんなで議論しなければならないことというのは、きちんと理解をして進めていくことが重要だということだろうと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、もう少し進めていきたいと思いますが、ここで休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

**【司会者】**

それでは、後半を始めたいと思います。次のパートでは、話題事項の2の(2)と(3)、証拠調べの部分を併せて御意見を伺っていきたくと思っています。

(2)の「証拠の説明」というところですが、これは、皆さんが参加された裁判でも、「証拠調べを始めます。」と言って、最初に、検察官のほうで証拠書類とか、これはモニターを使ってその内容を説明するということになったり、あるいは、被害者とか目撃者とか、そういった人が警察官、検察官に事情聴取を受けて、そのとき話した内容をまとめた供述調書という書類がありますので、これについては朗読をしたりということがあったと思います。

それから、証人尋問、被告人質問に関してですが、これは、「目で見て耳で聞いて分かる審理」というものの中では、事実が争われている事件はもちろんなのですが、

事実関係に争いがない事件でも、被害者とか目撃者といった重要な方、重要な関係者の話はなるべく法廷に来て証言してもらおうと、直接話を聞こうという審理方式が提唱されているというところになります。

そういった意味でも、やっぱり証人尋問、被告人質問というのは、審理の中心になってくるということになります。

皆さんには、そういった検察官あるいは弁護人がした証拠の説明とか、それから、証人尋問、被告人質問を少し思い出していただいて、それぞれの内容が理解しやすかったかどうかと、理解しにくかったとすれば、どの辺りが問題になっていたかという辺りをお聞きしたいと思います。

まとめてという形になりますが、どなたでも結構ですので、発言をお願いいたします。

もう少しお話をすると、例えば、裁判員をやられると、アンケートを最後に書いていただくのですが、そのアンケートに出てくるものを御紹介すると、説明はしてもらったけれども、その説明者の口調が早口で、ちょっとよく分からなかったという意見とか、あるいは、裁判員の様子も見ながら適宜間合いを入れながら説明してくれたので、よく分かりましたとか、証人尋問、被告人質問だと、少し事実をずっと平板に聞いていて、どこがポイントなのか分からなかったという意見を書かれることもあります。

そういった辺りについて、感想でも含めて結構ですので、御発言いただけますでしょうか。

### 【3番】

私の担当した事件では、休憩を挟んで、その間に裁判官から説明があったので、非常に分かりやすかったです。質問内容や証拠の整理、疑問点についても、そこできちんと説明を受けまして、分かりやすかったです。検察側の資料なども、非常に分かりやすかったです。

### 【司会者】

今のことで、更にお聞きしたいのですが、そうすると、検察官が証拠を説明して、更に裁判官の説明があったので、より分かったということになるのでしょうか。当初の説明だけだったら、どうだったのでしょうか。

【3番】

最初の説明で分かりました。更に、これはこういうことを言っているんだという説明を受けたので、内容を更に深く理解できたということです。

【司会者】

ありがとうございます。証人尋問、被告人質問を含めて結構ですが、他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【5番】

被告人は、ネクタイを締めて靴を履いて、ちゃんとした格好で来ているのですが、モニターを見ると、何かその素性というか、そういうことが分かって、「ああ、実は、こういう人だったんだ。」というような、例えば、入れ墨が入っていたりとか、法廷では良く見えても、モニターは全部映しているという、そういう感じがしました。あと、外国人だったので、被告人質問では通訳がされるのですが、何か質問と違う答えが返ってきたりして、そういうのは、ちょっと「あれ。」と思うところがありましたね。

評議では、グラフを使ったりして、大変分かりやすかったです。

【司会者】

ありがとうございました。どなたか他に、御発言をいただけますでしょうか。

【4番】

私も、5番さんと同じ事件を担当したのですが、5番さんは、分かりやすかったという御意見ですが、私は、分かりにくかったと感じています。冒頭陳述は、資料を朗読するだけで終わってしまい、はっきり言って、全然頭に入ってこなかったです。ですから、朝早く来たときとか、休憩時間とかに、冒頭陳述のメモの内容を自分なりに時系列にまとめるということをしたのですが、そういったことをしないと、

全容が全然伝わってこなかったです。

膨大な情報を伝えるときに、ただ朗読するだけでは、相手に伝わらないと思いますし、それでは、全く意味がないと思います。例えば、時系列の表にしてまとめるとか、そういった工夫があると、よかったのではないかと強く思います。疲れてくると、一体いつまで続くのだろうかと考え始めて、正直だんだん頭に入ってこなくなるということもありますので、証拠の説明のやり方については見直していただいたほうがよいのではないかと思います。

裁判官から説明がありましたので、理解できなかったということではないのですが、非常に苦勞したというのが正直な気持ちです。

**【司会者】**

若干補足的に伺いますが、今お話しされた事件では、検察官の冒頭陳述で、事件に至る経緯について、時系列でまとめてあるものが出てきていたりもしたとかと思うのですが、最初に言われて分からなかったということでしょうか。

**【4番】**

ダイジェスト版としては役に立ったのですが、その後に、細かいところも含めて全て説明されたので、そこが分からなかったという意味です。大筋のところは、理解しました。

**【8番】**

私が担当した事件は、殺人事件でしたが、検察官と弁護人からそれぞれ20分ぐらい証拠の説明がありました。検察官の説明では、関係者が7名ぐらいいました。非常に複雑なわけですね。被告人、被害者、それから証人が5人もいた。鑑定医の先生、法医学の先生、警察官、それから兄弟だとか、関係者は5人ぐらいいました、ちょっと理解できないですね、一般人としては。

それから、検察官のほうは、モニターだとかをあまり使うことはなかったのですが、最近はやがて時代が変わって、民放でも死体なんかの映像を平気で放送しますよね。昔なら、むしろにくるんで見せないような時代もあったけれども、今は、テレビだ

って昼間から生々しいのを平気で放送していますよね。御飯食べながら見ているのですから。そういう時代だから、そういうのは、ある程度カットしてもいいのではないかと、そんな感じがします。

弁護人のほうは、20分ぐらい話をされましたが、論点としては、殺意についてのことでした。この事件は、殺人ではなくて、傷害致死だから、軽いのだとおっしゃる。それで、最初は、救命医と、それから、解剖する先生が断定した死因について、最初の先生、だから病院の先生ですよね、その人の死因の証明よりも劣るなどとおっしゃるのですが、こんな話、我々には訳が分からないのですよ。

それから、暴行したときに使用したものが拳銃だとか、ノミやキリだとかだったらよいのだけど、スコップだったので、弁護人は、それはもう凶器じゃないと、まあ分かっているらっしゃるのでしょうけど。

裁判が始まって、最初のころに、60分ぐらいのビデオを見せられまして、そのときに、大体、概要は頭に入りました。

そういうことで、弁護人は、上のほうからではなくて、近い部分から殴っているのだから、殺意はなく、殺人ではなくて傷害致死だと述べていました。

そんなことで、一般人からしたら難しい、よく分からないという感想を持ちました。

#### 【吉野検察官】

皆さんの御発言の中で、ただ資料を朗読するだけだと、内容が伝わってこないという御意見がありました。口頭で述べる内容のダイジェスト版をモニターに映して示したり、供述調書のときでありましたら、見出しを示したりということで、今、何の話をしているのかというところを分かりやすくしたりですとか、説明を始める前に説明にかかる時間がどれくらいになるかということを示すなどして、分かりやすくなるように工夫しようということは心掛けています。

時系列表を証拠で出せば、分かりやすいのだとは思いますが、証拠を出すに当たっては、弁護人に同意してもらわなければなりませんから、証拠で出せるかど

うかということ自体に制限があるので、必ずしも分かりやすくなるからといって、それだけで出せるとは限らない事情もあります。しかし、証拠として皆さんの耳に入っていきやすいような方法で、証拠調べをしなければならないと思っています。

8番さんと6番さんにお聞きしたいのですが、多分、証人尋問をかなりたくさんやった事件を体験されていると思うのですが、その証人が多過ぎて分からないのか、証人が話している内容が専門的過ぎてよく何を言っているかが分からないということなのか、どこら辺が分かりにくかったのかということをお教えいただけますでしょうか。

【司会者】

では、お願いします。

【8番】

特に証人の中で、解剖医のお医者さんが話していた専門用語は、よく分からなかったですね。それに、声が小さく、よく聞こえなかった。検察官は、ハキハキしゃべっていて、一般的な用語を使って話されていたので、我々にもよく分かりました。

それから、兄弟だとか、被告人も、そんなに大きな声で堂々としゃべるわけにはいかないだろうから、はたで聞いて、まず相手の言ったことで、私が本当に犯したのかを判断するわけですけれども、はっきり言って弱々しいからこの人、間違いのないという気持ちは、ちょっと私自身には分からなかったですね。

【司会者】

では、6番さん、お願いします。

【6番】

証拠として御遺体が出たり、あるいは、具体的な肋骨が折れた部位を示したり、肺のどの辺が挫傷しているとか、そういう説明においてモニターに映して見せていただいたことは、非常に参考になったというのが実感です。

それで、被害者の傷の深さなどを知ることによって、なぜここまでという気持ちが生じてきまして、モニターに証拠を映し出すということは非常によろしかったと

思います。

それで、当然のことながら、法医学の先生とか、当初かかった先生の説明を聞いたのですが、8番さんがおっしゃったように、擦り傷のことを擦過傷や挫傷と言ったり、傷のことを創傷と専門用語でおっしゃるものですから、理解に苦しむ人もいたのではないかと思います。一つ一つかみ砕いて説明していただければよいのですが。ですから、私が担当した事件は、傷害致死事件だったのですが、モニターに映し視覚的に訴えられたことで、殴打それから暴行により御遺体のあざや、顔面の腫れ具合等を見て、これは相当な暴力が加えられたのだなということがよく分かったのだと思います。

**【司会者】**

今の6番さんのお話を聞くと、私も、判決を読みましたが、被告人あるいは被害者の傷の状況がこの結論を判断する上で結構重要なポイントになったのかなという感じがするのですが、その辺りの争点と傷の状況の関係というか、傷の状況を前提にして、争点を判断しているという辺りは、理解できていたということでしょうか。

**【6番】**

そのとおりです。

**【司会者】**

どうもありがとうございました。その他、この証拠調べの関係、証人尋問、被告人質問を含めて、何かございますでしょうか。

例えば、覚せい剤の密輸事件では、被告人は、大体、運び屋であることが多いですね。海外から覚せい剤を隠したスーツケースなどの荷物を持って日本にやってくるのですが、持っていくように頼んだ麻薬の組織の関係者とメールのやりとりをしていたり、ラインのやりとりをしていたりすることが多くて、そのメールそのものではないのですが、その内容の重要部分をまとめた捜査報告書というものが証拠として出てくることが多いのです。

被告人の話を知ったり、証人の話を知ったり、あるいは、最初に証拠の説明を受

ける際に、そういったメールをまとめたものが手元に配られて、それを見ながら聞いてくださいということも多かったと思います。そういったケースを経験された方にお聞きしたいのですが、そのメールなどを配られて、果たして理解できたかどうか、あるいは、ちょっと分量が多かったなどかですね、そういった辺りについて、どなたかお聞かせいただけないでしょうか。

7番さんは、そういったメールなどは出てきましたでしょうか。

【7番】

はい。メールのやりとりは、膨大でした。結構量が多くて、1回読んだだけでは、そのやりとりが理解できなくて、何度も読み返して、「ここが大事だね。」と言いながら、線を引いてみたりとか、そういった感じで、裁判员同士で理解し合いながらやっていた気がします。

【司会者】

ありがとうございました。そうすると、逆に、法廷で説明を受けたときは、どこが大事なのかということは、余りよく分からなかったということでしょうか。それとも、大事なところだけを説明されたのでしょうか。

【7番】

全部を説明されたので、どこのやりとりが一番ポイントだったのかということがちょっと分かりづらかったです。

【吉野検察官】

今の点に関してですが、メールについて紹介された際に、情報量が多くて分かりにくかったということですが、被告人質問などで、「この何番のメールの、このメールの意味って何ですか。」と聞いたり、ある特定のメールをピックアップして、それについて質問したりして、どこがポイントなのかが分かるような質問の仕方をしていなかったのでしょうか。どの様な感じだったのか、教えてもらえますでしょうか。

【7番】

審理が終わって、評議が始まり、議論していく中で、いろんな疑問が出てきまし

た。でも、もうその段階では、質問する機会はありませんので、出された証拠を基に決めていくしかありませんでした。私たちは、裁判の経験をしたことがなく、手続の全体的な流れをよく分かっていませんでしたので、「質問する機会って、あのときで最後だったんだね。」という感じの話はちょっとありました。これで質問する機会は最後なのだとということをはっきり教えていただけたら、もっと質問することができたかもしれないと感じました。

**【司会者】**

ありがとうございました。今の点については、私が担当するときは、裁判官が質問する前に短時間の休憩を入れて、裁判員の方が聞きたいと思っていることを確認して整理し、場合によっては、質問できる最後の機会だということの説明したりして進めているところです。

それでは、弁護人の方で、被告人質問や証人尋問、反対尋問のケースも多いと思いますが、工夫されていることを御紹介いただけますでしょうか。

**【町田弁護士】**

工夫しているというか、逆に、ちょっと皆さんにお伺いしたいと思ったのは、要は、証人尋問なり被告人質問なりで、弁護人からいろいろ質問していたと思うのですが、何を意図してこういうことを聞いて、何のためにそんなことを聞いているのかということ、理解できましたでしょうか。あるいは、最後の弁論の段階で理解できたということも含めてなのですが、お伺いできますでしょうか。

**【司会者】**

どなたでも結構ですので。これは、検察官もそうですね。特に弁護人は、反対尋問でここを出したいと、あるいは、ここをつぶしたいという狙いがある聞いていることが多いと思います。その意図が果たして皆さん方に伝わっていたのでしょうかという御質問なのですが、どうでしょうか。

**【4番】**

意図は、よく伝わったと思います。私が担当した事件では、情状酌量というので

しょうか、そういったところについて訴えるということだったのですが、意図は、よく伝わってきました。

**【司会者】**

それでは、次の話題に移りたいと思います。

論告・求刑・弁論ということで、先ほど言った証拠調べですね、被告人質問、証人尋問等が終わった後、最後に、それを踏まえて、検察官、弁護人のほうから、この事件をどう見るか、すなわち、争点については、この証拠からこういった事実が認められて、それから考えると、争点に関してはこう考えるべきだという、それぞれのストーリーというか、主張を述べ、さらに、有罪となった場合に、刑を決める上でどんな点を重視すべきだという点が主張されます。検察官が行うのを論告、弁護人が行うのを弁論と言います。

皆さんが参加された裁判で、この論告・弁論というのは、分かりやすかったですでしょうか。特に、先ほど言った争点との関係で、検察官あるいは弁護人が、それぞれこういった事実からこういう筋道で考えると、こういう結論になるのだと、そういった辺りのプロセスというか、理由の筋道というか、その辺りが理解できたかどうか、あるいは、もっとこうすれば、分かりやすくなったという御意見があれば、お聞きしたいと思います。

覚せい剤の輸入の事件で、覚せい剤だと知らなかったと、事実を争っている事件などですと、検察官の方で、被告人は覚せい剤が入っていることを知っていたのだということを立証するために、被告人がスーツケースなどの荷物を日本に持ち込むことになった経緯とか、あるいは、持ち込むよう依頼した相手とのメールのやりとりとか、あるいは、その運ぶことによってもらえる報酬とか旅費はどうなっていたとか、あるいは、税関で覚せい剤が見つかったときに、被告人がどのような言動を取っていたかといった辺りを指摘して、そういった事実から考えると、被告人は覚せい剤が入っていたと知っていたはずだと主張することが多いと思います。今回お越しいただいた方で、覚せい剤密輸で事実が争われた事件については、恐らくそ

ういったやり方をされてたのかなと思います。

そのような覚せい剤の認識があったと認められる理由についての検察官の論告での主張を理解できたかという辺りをお聞きしたいと思います。

2番さん、いかがでしょうか。

【2番】

検察官の論告とかですね、その前の、何というのでしょうか、証拠調べのときでも、私は、非常によく分かりました。先ほど少し言いましたけど、弁護人は、被告に寄り添ってというか、信じてやらなければならないという立場なのかどうかは分かりませんが、来日した目的についての話のときに、「いや、これはビジネスだったんだ。」と、「覚せい剤の輸入じゃないんだ。」と、「覚せい剤なんか私は知らないし、ビジネスで来たんだ。」と言うから、「じゃあビジネスで来た証拠を見せろ。」ということになると、交通地図1枚だけ出して、これが証拠だと言う。弁護士がよくそんなことを裁判の場で言えるなと感じました。

【司会者】

説得力がなかったという感じでしょうか。

【2番】

なかったというか、せめて被告人と話をする段階で、「あんた、そんなの証拠にならないよ。」と言ってあげればいいのかと私は思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

7番さん、またお聞きしますが、7番さんの事件も、覚せい剤の密輸事件ということですが、検察官の主張というのは、頭にすぐ入ってきましたでしょうか。覚せい剤の密輸は、身近な出来事ではないですよ。私も、何件か担当しましたが、多くの方が全然身近ではなくて、「どういう方法で密輸されることが多いのですか。」とか聞かれたりする方も多いのですが、そういった身近ではない犯罪についても判断しなければならないということになるのですが、そこが分かりやすく主張されて

いたかどうかという辺りをお聞かせください。

**【7番】**

分かりやすかったと思います。でも、先ほど2番さんがおっしゃっていたことは、私も同じなのですが、明らかに密輸目的だろうと思われるのに、弁護人は本当に被告人はやっていないと信じて弁護をしているのか疑問に思いました。

**【司会者】**

ありがとうございました。論告、弁論について、他に御意見、御感想、御要望、御注文はありますか。

それから、罪自体は認めていて、量刑が問題になってくる事件を担当された方々も多いと思いますが、それぞれ刑を決めるに当たって重視してもらいたい事実を検察官、弁護人それぞれが説明をされたと思います。それがどうしてその刑を決めるに当たって重要なのかについても一緒に説明がなされたか、その点は理解できたかについて御意見を伺いたいと思います。

1番さん、どうでしょうか。

**【1番】**

求刑と判決とで量刑に差が生じた意味をしっかりと被告人に理解させなければならぬと思います。その部分の差がなぜ生じたかというのは、やはりそこには裁判員のいろんな思いが詰まっているのだと思うのです。その詰まっているものが被告人の心を動かして再犯をさせないようにするというのが大事だと思うのですが、その部分の裁判長の説明は、ちょっと機械的かなという思いがしました。

私が担当した裁判では、求刑は8年で、判決は7年でしたが、もっと被告人の心に響くような、二度と再犯しないような言葉をかけてほしいと思いました。

**【司会者】**

ありがとうございました。3番さん、4番さん、5番さんの事件では、事実関係自体は認めていたということなのですが、検察官、弁護人がそれぞれ主張する量刑に関する事情について、疑問に思った点があったとか、逆に、よく分かったとか、

この辺りについて御意見をお聞きできますでしょうか。

**【5番】**

検察官の求刑と弁護人の意見にすごくひらきがあって、量刑を判断するときは、すごく悩みました。

その他は、起訴された犯罪事実以外の事実については判断しなくてよいのか疑問に思いましたが、裁判官から審理の対象とはならないと説明を受けて、理解できました。

**【司会者】**

ありがとうございました。論告・弁論について、検察官、弁護人のほうから何か御質問はございますでしょうか。

**【北村弁護士】**

1点だけよろしいでしょうか。弁論のときに、読み上げの原稿を見ながらしゃべったほうがよいのか、何も見ないで裁判員の皆さんの目を見てしゃべったほうがよいのかということが弁護士会で結構話題になっています。先ほど何回か熱意が感じられないという話がありましたけども、私も、実際担当したときは、迷いに迷って、やっぱり熱意が大事だろうと思って、見ないでしゃべりました。皆さんが担当された事件の弁護人は、実際見たり見ていなかったりといろいろあったと思うのですが、それによって心に訴えかけられる程度が違ってくるとか、あるいは、見ながらだと熱意が感じられないということはありませんでしょうか。

**【4番】**

私は、裁判のときに、弁護人がメモを見ていたかどうかは、よく覚えていなのですが、見ないでしゃべったほうがよいと思っています。不安だから見てしゃべることがあると思いますが、そうすると、結局、相手に伝わらなくなってしまうと思いますね。やっぱり、資料などを見ないで説明したほうが、相手には絶対伝わりますし、弁護人も、自信を持って弁護できるのではないかと思います。

**【司会者】**

ありがとうございました。他に、どなたか御意見はございますでしょうか。

【1番】

私は、見るか見ないかということよりも、大事なポイントをちゃんと伝えるということが重要だと思います。やはり事実をちゃんと伝えるという仕事ですから、時々確認することは大事なことではないかと思っています。ただ、文章に振り回されてはいけないと思いますけど。

【司会者】

どうもありがとうございました。

最後の裁判官の説明についての話題に移りたいと思います。これまで検察官や弁護人の法廷での主張立証活動を中心にお話を聞いてきましたけれども、これまでも話に出ましたが、裁判官のほうでも、休憩時間等を使って裁判員に事件の内容の話をしたり、分からない点について質問を受けて説明したりしています。

事件に当たっては、やっぱり裁判手続や法律用語を説明したり、あるいは、休憩時間であれば、次の行程ではこういう証人尋問がありますとか、この人はどういう人で、この辺りに注目してもらいたいなどと説明することも多かったと思います。

そこで、裁判官の説明は分かりやすかったかどうかという点や、さらに、なかなか評議の秘密ということもありますので、中身をこの場で議論するというわけにはいかないのですが、そういった評議の中身の点を離れて、裁判官が評議を進めていくと、今何を議論しているのかとか、そういった進め方がちょっと分かりにくかったとかですね、そういった御意見があれば、お聞きしたいと思います。

【1番】

裁判官の方は、とてもよく説明してくださって、段取りとか、次はどこまで進むなどということを教えてくださいまして、とても分かりやすかったです。裁判官の皆さんは、毎日、短いゼミを持っているような感じで、大変で、お疲れじゃないのかなという感想を持ちました。

**【司会者】**

ありがとうございます。そう言っていただけると、何よりなのですが、全部の事件がそんなにうまくいっていることもないかと思imasuので、御注文とか御批判、御指摘みたいなのところも含めて、是非お伺いできればと思います。

**【2番】**

ちょっと質問したいのですが、私の事件ではなかったのですが、精神鑑定などの場合に、専門家が出てきますよね。すると、一方は、責任能力があると証言し、他方は、責任能力がないと専門家がそれぞれ言うわけですよ。そうなったときに、裁判官はどうやって判決するのかなと疑問に思うわけです。専門家というけど、どの程度信じてよいのか分からない。例えば、近年、夏になると、水分補給が大切だとみんな言うようになりましたね。しかし、私が子供のころに、日本全国に何十万と医者がいたろうけれども、一人として水を飲めと言う医者はいなかったし、水を飲めと言うどころか、夏に汗をダラダラかいて倒れそうなくらい運動しているのに、それは危険だと言った医者は一人もいなかった。たかだか四、五十年前の話です。

だから、そういうことを考えると、専門家というけど、専門家の言うことを真に受けてよいのかと思うわけです。専門家の言うことを聞いて、裁判官はどういう判決を下すのかなということなのです。

**【司会者】**

ありがとうございました。専門家ですね、特に精神鑑定、責任能力といわれるところって難しい分野ではあります。専門家ですので、それぞれの専門的な知識に基づいて御意見を話してもらっているのだと思うのですが、やはりその前提になった事実関係が違えば、結論も違うのは当然でありますし、それから、その事実関係を前提として、結論に至る理由付けが合理的かどうかというところ、そういったところを判断をしていって、最終的にその責任能力があるかないかというのは、精神科医の意見を参考にしながらも、最終的には裁判官と裁判員で決めるというものになってきますので、今のケースで言えば、そういった形で結論に至っているというこ

とになると思います。

専門家だからそのまま信用してということではもちろんなくて、やはりきちんとした事実関係に基づいて、合理的な意見を述べているかと、これは当然チェックをしているし、そういった観点から、裁判員の皆様と検討して議論をしていくということになるのだろうと思います。

評議等では、例えば、殺意とはどういうことなのかとか、あるいは、正当防衛が問題になる事件では、こういう場合に正当防衛が認められるというところは、法律の解釈ということになっていて、裁判官のほうで裁判員の方々に説明をすることになっているわけです。

殺意が問題になった事件とか、あるいは、傷害致死で正当防衛が問題になった事件を担当された方がお越しですが、殺意に関する説明とか、正当防衛に関する裁判官の説明は、分かりやすかったでしょうか。あるいは、分かりやすかったとすれば、どういった点がよくて、分かったのか。逆に言うと、分かりにくかったとすれば、どういった点が分かりにくかったのかについてお聞かせいただきたいと思います。

#### 【6番】

私が担当した傷害致死事件では、正当防衛か過剰防衛かが審理の争点になりました。弁護人は、正当防衛を立証するために証拠を出してくるわけですが、どうしてもやっぱり全体的なイメージとしては、正当防衛が認められるのは難しいという感じでした。

それで、評議においていろいろ議論したのですが、もっと自分の思いのたけを述べさせていただいて、もっと時間を費やした上での結論をだしたかったなという感想を持ちました。

#### 【司会者】

8番さんにお伺いしますが、殺意をどう考えるかという辺りの説明が裁判官からされたと思いますが、それは、スッと頭に入ってきましたでしょうか。

#### 【8番】

裁判官から説明がありました。我々一般人にちゃんと分かるように図を書いてくれてね。

一般論としては、これ5年ぐらいだったかな、こっちが20年ぐらいで、それで大体今までのデータではと。

**【司会者】**

量刑のところですね。

**【8番】**

真ん中辺りが11年から12年だとか、そういうことを教えてくれるわけですよ。素人にも分かりやすかったです。

**【司会者】**

ありがとうございました。では、裁判官から何かお聞きしたいということがありますでしょうか。

**【築田裁判官】**

何人かの方が評議で使った量刑グラフについて言及されてましたけれども、量刑というのは、計算式で出てくるものではないので、数字を出すためには、量刑グラフを使って評議をしています。この量刑グラフがどういうものなのかとか、その前提となる行為責任という刑の決め方についての説明がそれぞれ御自分の中でしっくりきたかという点と、あと、量刑グラフというものをどう受けとめられたか、その使い方について、何か御意見があれば、伺ってみたいと思います。

**【3番】**

今の行為責任については、裁判官から注意されたところでした。被告人は、若くて、初犯の密輸事件だったのですが、「行為責任で、その人の年齢に応じてやるのではない。犯した犯罪に対してちゃんとやるんですよ。」という説明をされて、考え直したということがありました。感情の部分で流されない判断をしないよう導いていただいたのは、非常に助かりました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

それでは、最後に裁判員、補充裁判員として参加をしていただくに当たっての仕事や家事との調整ですとか、あるいは、事件によっては2週間ぐらい、あるいは、それ以上裁判所に来なければいけないという点で、負担をおかけしたのではないかと思っています。

他方、参加いただいた方のアンケートを見ると、多くの方がやってよかったと感想を述べられています。そういった点から見まして、裁判員あるいは補充裁判員として参加するに当たっての負担の面とか、あるいは、参加してよかったという点を含めて、これから裁判員になる方に伝えたい点や、あるいは、こういった点を改善すると、もっと参加しやすくなると思うといった点をお聞きしたいと思います。どなたかよろしくお願いします。

お仕事の関係で調整をされた方もいるかと思うのですが、どうでしょうか。

#### 【4番】

私は、会社員なのですが、11月に裁判員裁判の通知が来た時点で、当然、上司含めて周りの人に話をしまして、その後、選任手続の通知が届いた際にも話をしました。それで、最終的に選任されたときに多少段取りをつけるのがちょっと難しかったかなと思います。選任されてから二、三日あると、またちょっと違う仕事の進め方もできるので、その辺のスケジュールリングは改善していただくとよいのかなと思います。

#### 【司会者】

ありがとうございました。今のは、裁判員に選ばれる日と実際に裁判が始まる日との間に少し間隔をあけていたほうがいろんな調整がしやすいという御意見ですが、可能な範囲でいかせる部分だと思いますので、御指摘を受けて更に検討していきたいと思います。

他の方で、どなたかございますでしょうか。例えば、家事との関係でも結構ですし、こうしたらもっと参加しやすくなるのではないかという点でも結構です。本当

は、参加したかったけれど参加できなかったという方に意見を聞くのがいいのかもしれないが。

#### 【5番】

半年前に知らせが来て、3か月前に突然裁判所からこの日に来てくれと知らせがあるのですが、それだと、3か月後の予定が分からず、不安に思いました。また、選ばれてからの話なのですが、僕は、お客さんを100人くらい抱えていて、裁判員に選ばれたら、その100人全員に連絡しなければならないという問題がありまして、一方で、裁判員に選ばれたことを公にしてはいけないとも聞いてたので、結局、言うことができず、ただ2週間ぐらい休ませてくれということだけ伝えたということがあって、その辺がちょっと困りました。ごく親しい人には裁判員に選ばれたことを話してはあったのですが、知らないお客さんからは、何で休むのといった感じだったと思います。でも、裁判員を経験して、すごく勉強になりましたし、裁判官や千葉県中の知らない人と一緒に議論しあったという経験は、やっぱり自分の財産にもなっていますし、勉強にもなったので、まだ知らない人にはいろいろ伝えていくつもりです。

#### 【司会者】

どうもありがとうございました。他の方は、いかがでしょうか。

#### 【1番】

昼食のお弁当の注文を裁判官にやっていただいたのですが、「次は、私がやります。」となぜ言わなかったのか、今でも反省しています。

#### 【司会者】

ありがとうございました。別に裁判官だって、検察官、弁護士さんもそうですが、特別な人間ではありませんので、普通に居酒屋にも行きますし、家に帰れば子供もいますし、そこは普通の人間ですので、その辺りは全然気になさらないで結構かと思います。

今日は、報道機関が出席しておられますけれども、報道機関の方から御質問があ

れば、お受けしたいと思います。何かありますでしょうか。

**【記者】**

毎日新聞の記者ですが、冒頭で4番の方が、自分の考えを示すときに、過去の判例だとか相場を見せられると、自分の意見を誘導されてしまうという趣旨のことをおっしゃっていたと思います。私は、分かりやすさと納得いく判決が出せたかどうかということは別の議論だと思っているのですが、判決を出す際に、量刑の相場、量刑のデータベースがあることによって、分かりやすさは増すと思うんですが、一方で、判決を出すときに、そのデータベースがあることによって納得がいく判決が出せたと思っていらっしゃる方が大半なのか、あるいは、やっぱり違った判決にすればよかったと、何となくもやもやしたものが残った方がいらっしゃるのか、その辺のことをお伺いできればと思います。

さらに、納得する判決が出せたということであれば、恐らく市民感覚が反映された判決が出せたということになると思いますけれども、そうであれば、どういうところで市民感覚を反映させることができたと思われたのか、そのことも含めて教えていただければと思います。

**【6番】**

納得のいく判決が出せたかどうかというのは、やはりその場では判断できないものだと思います。裁判員を経験したということで、後日似たような事件があったら、その判決にも関心を寄せて見るわけですが、「やはりこのぐらいの事件であれば、こういう判決が下されるのだな。」と知り、自分たちが出した判決について納得していくようなものになっていくのではないかと思います。

**【司会者】**

他の方は、いかがでしょうか。

**【4番】**

最終的な結論は、多数決で出すことになるわけで、自分の意見だけが通るわけではないということは、百も承知なのですが、判断の過程で、過去の統計の数値が出

てくると、やはり市民感覚を反映させるということが難しくなってくるのではないかと思います。更に、上訴審では裁判員はいないわけですから、市民感覚をいかすという制度趣旨からすると、正直あまり納得のいかない部分も感じます。

【司会者】

他の方は、いかがでしょうか。

【1番】

量刑について検討しますということになったときに、どれくらいが妥当なのかということが全く分からず、戸惑いがありました。ですから、おおよその目安を示してもらおうということは、裁判員にとっては必要なことだと思いました。そして、裁判する場所によって余りにも差があるというのも、被告人にとって不利なことですし、量刑グラフは必要かなと思いました。

【司会者】

どうもありがとうございました。量刑グラフの使い方に関しては、また、更にこれから考えていくべきところだろうと個人的には思っています。4番さんのお話のように、それを一歩たりとも出てはいけないものとして受けとめられたとしたら、それは、ちょっと裁判官の説明の仕方が悪かったのかもしれないなと思います。また、先ほど1番さんが言われたとおり、いきなり何年ですかと聞かれても、多分答えられないでしょうし、量刑の公平みたいなところもやはり大事なところでありますので、過去の同じような事件ではこのような量刑傾向になっているということをご参考としてお示しをして、それは参考ですので、別に出てはいけないというものではなく、それを念頭に置きながら、今回の事件でいろんな量刑の事情を考えていつ、最終的にこの刑を決めたと、それは裁判官、裁判員みんなで決めたということになれば、よいのだろうと、それが正しいか正しくないかという問題ではないのではないかと。みんな決めてその刑に至ったのだから、それがその合議体、その裁判体ではその結論なのだと思います。

ちょっと個人的な意見も言わせてもらいましたが、いずれにしても、本当に

貴重な御意見をいただきまして，どうもありがとうございました。

実際に参加していただいた方ならではの実感を伴った貴重な御意見をいただいたと考えております。私ども法曹三者のほうでは，いただいた御意見を受けとめて，見直すべきところは見直し，今後の裁判員裁判がよりよいものになるように，引き続き努力を重ねていきたいと考えております。

(別紙第2)

## 意見交換会での話題事項

- 1 裁判員を務められた全体的な感想
- 2 審理の分かりやすさ

今回の意見交換会では、「審理の分かりやすさ」をテーマに、ご意見をお聞かせいただくことを予定しており、次のような事項に沿って意見交換をお願いしたいと考えております。

それぞれの場面における裁判官、検察官、弁護人の説明や質問は分かりやすかったですか。印象に残っている点はどのような点ですか。もっとこうして欲しかったという要望はありますか。

- (1) 冒頭段階までの説明、冒頭陳述で、事件の内容と争点を理解することができましたか。
  - ア 裁判官の説明
  - イ 検察官の冒頭陳述（審理の最初に検察官が行った説明）
  - ウ 弁護人の冒頭陳述（審理の最初に弁護人が行った説明）
- (2) 証拠の説明は分かりやすかったですか。
  - ア 検察官の証拠説明（モニターを利用した書類の説明、供述調書の朗読等）
  - イ 弁護人の証拠説明（書類の説明等）
- (3) 証人尋問、被告人質問は分かりやすかったですか。
  - ア 検察官の質問
  - イ 弁護人の質問
- (4) 論告・求刑、弁論は分かりやすかったですか。
  - ア 検察官の論告・求刑（審理の最後に検察官が行った説明）
  - イ 弁護人の弁論（審理の最後に弁護人が行った説明）
- (5) 裁判官による裁判手続等の説明や評議の進め方は分かりやすかったですか。

ア 裁判手続，法律用語の説明

イ 評議の進め方

3 これから裁判員となる方へ

裁判員を務めた負担感（仕事，家事との調整等）を含め，これから裁判員となる方に伝えたいことをお聞かせください。